

国王尚巴志より礼部あて、万寿聖節の慶賀の進貢の事、附搭貨の事、暦日の事の咨（一四二八、九、二）

琉球国中山王尚巴志、慶賀等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行まきに開坐し移咨すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、慶賀の事。今、使者漫泰来結制等を遣わし、使者謂慈淳也等ともと共に、共に表文一通を齎捧して京に赴き、宣徳四年（一四二九）の万寿聖節を慶賀し、及び天字等号海船二隻に坐駕し、馬四十匹・硫黄七千五百斤を装載して京に赴き進收せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所有の各船の附搭の蘇木は、煩為乞わくは免抽し価鈔を給還するを賜わんことを。遠人に利便を得しむるに庶あまからん。咨して施行を請う。

一件、暦日の事。近ごろ礼部の咨を准くるに、欽賜の宣徳三年の大統暦日一百本、内、黄綾面一本は、差来の使者阿蒲察度等に就付し、收領して回国せしむ。移咨して知会す、とあり。此れを准け、欽遵して領受するを除くの外、合行まきに回咨して知会すべし。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

宣徳三年（一四二八）九月初二日

恭字号船 使者謂慈淳也 馬二十五匹・硫黄五千斤  
天字号船 使者漫泰来結制 馬十五匹・硫黄二千五百斤大咨

注

- (1) 漫泰来結制 『明実録』に漫泰来結制の名がみられるのは以下の条である。宣徳四年（一四二九）七月甲寅・甲子、宣徳七年三月己巳・丙子・甲申、正統元年（一四三六）三月丁卯。
- (2) 謂慈淳也 使者謂慈淳也等のこの朝貢は『明実録』宣徳四年正月乙丑の条にある。このほか『明実録』には、宣徳二年（一四二七）四月辛未・丁亥の条に山南王の使者として謂慈淳也、また宣徳六年九月乙亥・辛巳の条に謂慈勃也の名がある。
- (3) 万寿聖節 天子の誕生日。『明会典』卷四三、万寿聖節百官朝賀儀、によれば、儀は正旦、冬至と同様に行われる。なお宣徳帝の万寿聖節は二月九日。
- (4) 大 正大に同じ。（一六〇一）注（15）を参照。

1-16-11

国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨（一四二九、三、二〇）

琉球国中山王尚巴志、進貢の事の為にす。

今、使者阿蒲察都等を遣わし、使者魏古渥制等ともと共に表文一通を齎捧し、京に赴き進貢し、及び盤字等号海船二隻に坐駕

して馬三十五匹・硫黄一万五千斤を装載し京に赴き進貢せしむ。  
咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

宣徳四年（一四二九）三月二十日

盤字号船 使者阿蒲察都 馬二十四・硫黄一万斤大

地字号船 使者魏古渥制 馬一十五匹・硫黄五千斤大

注（一）阿蒲察都 『明実録』宣徳五年六月癸酉・丁丑・庚寅の各条

に入貢の記事がある。なお、（一六〇二）の注（四）阿不察度、を参照。

（二）魏古渥制 『明実録』宣徳五年十月癸酉・十一月乙巳の各条  
に入貢の記事がある。

1-16-12

国王尚巴志より礼部あて、万寿聖節の慶賀の進貢の事、海船の修理を請う事、曆日の事の咨（二四二九、一〇、一〇）

琉球国中山王尚巴志、慶賀等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行あさに開坐し移咨すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、慶賀の事。今、使者佳期巴那等を遣わし、使者郭伯茲くわくはくし每等どもと共に、共に表文一通を齎捧して京に赴き、宣徳五年（一四三

〇）の万寿聖節を慶賀し、及び仁字等号海船二隻に坐駕し、馬四十四・硫黄八千斤を装載して、京に赴き進取せしむ。合に知会すべし。所拠の使者佳期巴那、求めて告称するに、今去く仁字号海船一隻は、永樂十五年（一四一七）の間に、欽依して浙江に於て撥あにせる瑞安千戸所の海船一隻なり。駕使して通年往来朝貢して、今に経いるまで年久しく、船底は損折し頭尾は低垂し、楨い榎は過海の驚險に堪えざるも、卑国は物料艱難なるに縁より、修理する能わず。合に咨して、官、為に修理し堅固ならしめ回国して、以て下年の輸貢の便益に備うるを賜うを乞うべし、と。咨して施行を請う。

一件、曆日の事。近ごろ礼部の咨を准くるに、欽依して頒賜せる宣徳四年の大統曆日一百本、内、黄綾面一本は、遣来せる使者南者結制等に就付し、收領して回国せしむ。移咨して知会す、とあり。此れを准く。欽遵して欽受するを除くの外、合行に回咨して知会すべし。咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

宣徳四年（一四二九）十月初十日

咨

注（一）佳期巴那 この入貢は『明実録』宣徳五年九月癸丑・十月甲

戌の条に記事がある。

（二）郭伯茲每 この入貢は『明実録』宣徳五年十一月癸卯・癸丑